

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 不健全凶書類の指定……………一
- ……(青少年・治安対策本部総合対策部青少年課)……………一
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………一
- ……(都市整備局都市づくり政策部緑地景観課)……………一
- 防災街区整備事業組合の設立認可……………一
- ……(都市整備局市街地整備部防災都市づくり課)……………一
- 建築基準法による一団地の区域……………一
- ……(都市整備局市街地建築部建築指導課)……………一
- 東京都環境影響評価条例による見解書……………二
- ……(環境局総務部環境政策課)……………二
- 身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定内容の変更等……………六
- ……(福祉保健局障害者施策推進部精神保健・医療課)……………六
- 身体に障害のある者の診断を担当する医師の指定……………九
- ……(同)……………九
- 東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程……………三
- 下水を排除及び処理すべき区域等……………三

○東京都議会情報公開推進委員会規程の一部改正……………三

公告

- 開発行為に関する工事完了……………三
- ……(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………三
- 東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見を聴く会の開催……………三
- ……(環境局総務部環境政策課)……………三

告示

●東京都告示第七十一号

東京都青少年の健全な育成に関する条例(昭和三十九年東京都条例第八十一号)第八条第一項の規定により、青少年の健全な育成を阻害するものとして、次のとおり指定する。

平成二十八年二月十二日

東京都知事 外 添 要 一

凶書類

指定番号	種類	名称、号刊、共通雑誌コード及び発行者	指定理由
四二二二	雑誌	【YKコミックス】善悪の屑④ 五〇〇四七―三二二 株式会社少年画報社	甚だしく残虐性を助長し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四二二三	同右	アクアコミックス マクマクラン博士の危険なお遊戯 五六五一―一八〇 株式会社オークラ出版	著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。
四二二四	書籍	劇画あまとりあ 株式会社久保書店	著しく性的感情を刺激するおそれがある。

●東京都告示第七十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき平成二十四年東京都告示第二十四号町田都市計画緑地事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のように告示する。

平成二十八年二月十二日

東京都知事 外 添 要 一

- 一 施行者の名称 町田市
- 二 都市計画事業の種類及び名称 町田都市計画緑地事業第二十七号三輪緑地
- 三 事業施行期間 平成二十二年九月十五日から平成二十三年三月三十一日まで
- 四 事業地

収用の部分	変更なし
使用の部分	変更なし

●東京都告示第七十三号

密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成九年法律第四十九号)第三百三十六条第一項の規定に基づき中延二丁目旧同潤会地区防災街区整備事業組合の設立を認可したので、同法第四百三十三条第一項の規定により、次のとおり告示する。

しく残虐性を助長し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがある。

平成二十八年二月十二日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業組合の名称

中延二丁目同潤会地区防災街区整備事業組合

二 事業施行期間

平成二十八年二月十二日から平成三十一年九月三十日まで

三 施行地区

品川区中延二丁目地内

四 事務所の所在地

品川区中延二丁目二番二号

五 設立認可の年月日

平成二十八年二月十二日

六 事業年度

四月一日から翌年三月三十一日まで

七 公告の方法

施行地区内の適当な場所に掲示し、特に必要があるときは官報に掲載してこれを行う。

八 権利変換を希望しない旨の申出をすることができる期限

平成二十八年三月十二日

●東京都告示第七十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

平成二十八年二月十二日

東京都知事 外 添 要 一

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番 認定年月日

千代田区紀尾井町一番二、同番五から同番九まで、同番十の一部、同番十一、同番十二、同番十三の一部、同番十四、同番二十二の一部、同番二十六、同番二十九、同番三十一、同番三十二、同番三十四から同番四十一まで、同番四十三から同番四十六まで及び同番五十一から同番五十八まで

二 認定計画書の縦覧場所
東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第七十五号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第五十五条第一項の規定に基づき、江東区有明北三―一地区開発計画について、環境影響評価書案に係る見解書の提出があったので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十二日

東京都知事 外 添 要 一

一 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

住友不動産株式会社

代表取締役社長 仁島 浩順

新宿区西新宿二丁目四番一号

二 対象事業の名称及び種類

江東区有明北三―一地区開発計画

住宅団地の新設及び自動車駐車場の設置

三 対象事業の内容の概略

対象事業は、江東区有明二丁目一番に位置する計画地に、住宅、商業、ホテル、サービスアパートメント、ホール、保育施設及び駐車場等を計画するものである。

四 評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

対象事業について、都民の意見が一件、事業段階関係区長からの意見が一件あり、意見の内容は、大気汚染、騒音・振動、電波障害、景観、廃棄物、温室効果ガス及びその他であった。

事業者は各意見に対し見解を述べており、その概要は別記のとおりである。

五 見解書の縦覧

(一) 期間

平成二十八年二月十二日から同年三月二日まで。ただし、日曜日及び土曜日を除く。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 江東区環境清掃部温暖化対策課

イ 江東区東陽四丁目十一番二十八号

ウ 東京都環境局総務部環境政策課

エ 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八階

オ 東京都多摩環境事務所管理課

カ 立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎

三 審

別記 (原文のまま記載)

評価書案について提出された主な意見及びそれらについての事業者の見解の概要

評価書案について都民から 1 件の意見書が提出された。また、事業段階関係区長 (江東区長) からの意見が 1 件提出された。意見等の内訳は、表 1-1 に示すとおりである。

これらの主な意見の概要とそれらについての事業者の見解の概要は、表 1-2(1)～(2)及び表 1-3(1)～(3)に示すとおりである。

表1-1 意見等の件数の内訳

意見等	件数
都民からの意見書	1
事業段階関係区長からの意見	1
合計	2

表1-2(1) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
	<p>①計画建築物による地上デジタル放送及び衛星放送に対する遮へい障害の発生を予測し、発生した場合に対策を実施すれば解消する旨の説明がありました。</p> <p>もし、解消しない場合の対応方法及び行政指導の仕方を教えてください。</p>	<p>①計画建築物によるテレビ電波障害が発生した場合には、電波受信状況に応じて適切な電波受信障害対策を講じます。また、テレビ電波障害に関する住民からの問い合わせに対して、相談受付の事業者窓口を設置し、迅速かつ適切な対応を行い、電波障害を解消いたします。</p> <p>なお、東京都環境影響評価条例に基づき、工事の完了後には電波障害予測範囲周辺において、受信状況の事後調査を実施します。</p>
	<p>②携帯電話に関して、『不具合なく使わせる義務は携帯電話の事業者であり、基地局がどこにあり、その基地局からどのように電波がでているかに関しては、ある意味、携帯電話の事業者の秘密事項であるため、基本的には携帯電話での対応しかできないというのが実情である』との言の説明が住友不動産側からありました。今のマンションは 3 月に引越して来て住んでいます。AU が使えず、AU の電波調査員に来てもらい対応を検討して貰いましたが、残念ながら AU では対策案が無く、ドコモに機種を変更した経緯があります。</p>	<p>②情報通信行政に関する問い合わせ窓口である、総務省へ確認したところ、携帯電話の利用環境の整備の義務は、携帯電話事業者にあることです。</p> <p>基地局の位置や電波発信状況に関しては、携帯電話事業者により把握されていることから、携帯電話の不具合が生じた際は、携帯電話事業者へお問い合わせいただき、お問い合わせに対して、携帯電話事業者が対応する事項であるとのことです。</p> <p>なお、総務省関東総合通信局では、情報通信行政 (電話・携帯電話サービス、テレビ・ラジオの受信、無線局に対する混信等) を始めとする情報通信行政) に関するお問い合わせご相談、申告などを受付していますので、そちらへお問い合わせをお願いいたします。</p>

新規に建てられるビルにより、生活の利便性の権利が奪われても、権利を奪ったビルの建設会社が何ら罪の意識を持っていません。

表1-2(2) 都民からの主な意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
電波障害（つつき）	『不具合なく使わせる義務は携帯電話の事業者にあり』 →現時点では使えているのに、新規にビルを建てたことが原因で使えなくなることは認識が欠如していると考えます。行政側としての考え方を教えて下さい？	『基地局がどこにあり、その基地局からどのように電波がでているかに関しては、ある意味、携帯電話の事業者の秘密事項であるため、基本的には携帯電話での対応しかできないというのが実情である』 →上記説明は行政側の判断として正しいのでしようか？もし、正しいならば、不動産会社と携帯電話が連携して事前に電波障害を検証するシステム構築を行政指導するべきと考えますが、行政側の考え方を教えて下さい？
メールアドレス	上記意見書の回答を閲覧できる日程及び方法を郵送もしくは、下記メールアドレスに送付願います。 メールアドレス：●●●●	以上宜しく願います。

表1-3(1) 江東区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解	全般事項
臨海副都心有明北地区まらつきりカイドライの趣旨を十分踏まえた開発を行うこと。事業実施にあたっては、住民等から理解が得られるよう十分配慮すること。	周辺が通学路であることから、区道江 616 号線に交通負荷が集中しないように駐車場の出入り口を計画すること。また、供用開始後も駐車場出入り口を含め、周辺の交通安全対策について万全の措置を施されたい。	臨海副都心有明北地区まらつきりカイドライの趣旨を十分に踏まえ、本開発計画に取り組みます。本事業に対し、周辺住民の皆様から理解を得られるよう、施工前に事前説明を実施する等配慮して参ります。	臨海副都心有明北地区まらつきりカイドライの趣旨を十分に踏まえ、本開発計画には集合住宅が、また、計画地東側には小中学校等が存在することに加え、計画地北側の区道江 616 号線等が通学路に指定されていることから、通学時間帯に配慮し、安全走行の徹底を図ります。なお、施工業者を選定した後、安全走行の徹底及び違法駐車等の禁止を工事関係者に対して指導することで、交通渋滞等が発生しないようにいたします。
工事期間中において、工事関係車両出入口と通行ルートは、区道江 616 号線を使用しないよう計画を検討すること。また、工事関係者に対して、スピード抑制や安全確認等の指導を徹底するとともに、交通渋滞や違法駐車が発生しないよう対策を強化されたい。	計画地北側の区道江 616 号線等が通学路に指定されていることから、車両出入口については、計画地北側区道江 616 号線に対する交通影響の軽減を図るとともに、交通安全の観点から、3-1-A街区の出入口については、区画道路に設ける計画とします。また、3-1-B街区及び3-1-C街区の主要な出入口については、交通管理者との協議・指導により、区画道路に設けるとともに、東側の都道304号日比谷豊洲埠頭東雲町線（有明通り）に入口を一か所設け、区道江 616 号線には、車寄せを兼ねる出入口及び出口を設ける計画とします。なお、交通処理計画については、今後も、現況交通量や将来予測交通量等を踏まえて、道路管理者及び交通管理者等の関係機関との協議を行いながら決定して参ります。	工事用車両出入口及び周辺の主要交差点には、誘導員を適切に配置し、円滑な交通流を確保するとともに、車両の集中化を避ける等、交通安全に努めます。また、施設ホームベース及びフロアガイドに、公共交通機関の利用を促す旨を記載し、関連車両の台数の低減に努めます。	工事用車両出入口については、計画地北側区道江 616 号線に対する交通影響の軽減を図るとともに、交通安全の観点から、第1期工事期間（3-1-A街区及び3-1-B街区、並びに、3-1-C街区の駐車場構造物）は、区画道路、都道 484 号豊洲有明線及び区道江 616 号線に出入口を設ける計画とし、計画地北側区道江 616 号線に工事用車両が集中しないよう、区画道路を主要出入口とします。また、3-1-A街区東西側に小型車用（小型トラック、通勤車両等）のサブ出入口（図 3-3-1(1)（p.26）参照）を設ける計画とします。

表1-3(2) 江東区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
項目	<p>大気汚染</p>	<p>事業者の見解</p>
項目	<p>意見の内容</p> <p>工事施工中の建設機械の稼働に伴う二酸化炭素濃度について、一部工期で稼働基準を上回る事が予想されている。環境基準超過の建設機械の番号率の大きさを考えると、排出量の多い発電機を中心に、第3次基準適合機種の採用と抑制指針の遵守（適正燃料の使用、点検整備の実施等）をされたい。また、作業計画の効率化や不要なアイドリング防止等により環境負荷の低減に努めること。</p>	<p>事業者の見解</p> <p>工事の実施にあたっては、建設機械による寄与率を極力小さくするため、事前に作業計画を十分に検討し、建設機械の集中稼働を避けた効率的な作業に努めます。また、最新の排出ガス対策型の建設機械を積極的に採用するとともに、建設機械の不要なアイドリングの防止や適正な燃料の使用、点検整備を励行する等抑制指針を遵守することにより、二酸化炭素及び浮遊粒子状物質の影響の低減に努めます。</p> <p>騒音・振動</p> <p>事業者の見解</p> <p>工事の施行中においては、低公害型の工事用車両の積極的な採用、工事用車両の不要なアイドリングの防止を徹底します。資材の搬出入に際しては、走行ルートの限定、安全走行等により、円滑な交通確保に努め、騒音及び振動の低減に努めます。</p> <p>工事の完了後においては、商業施設等の駐車場出入口及び周辺の主要交差点には、誘導員を適切に配置し、円滑な交通流を確保するとともに、車両の集中化を避ける等、交通安全に努めます。また、施設ホームページ及びフロアガイドに、公共交通機関の利用を促す旨を記載し、関連車両の台数の低減に努めます。更に、看板等により、駐車場内での走行速度の制限及び待機時のアイドリングストップの励行に努め、騒音及び振動の低減に努めます。</p>
項目	<p>意見の内容</p> <p>本計画総じては、東京都景観条例及び江東区景観計画並びに江東区都市景観条例及び江東区景観計画を踏まえたものとすること。東京都及び江東区の景観担当部署と十分協議すること。</p> <p>また、敷地内の緑化計画について、江東区みどりの条例に基づく必要緑化面積等の確認のため、事前相談をよく行うこと。</p>	<p>事業者の見解</p> <p>計画建築物の詳細なデザイン、色彩等について、東京都及び江東区の関係部署と十分に協議し、東京都景観条例及び江東区景観計画並びに江東区都市景観条例及び江東区景観計画を踏まえた計画とします。</p> <p>また、緑化計画については、江東区みどりの条例に基づく必要緑化面積を満足する計画とし、かつ、関係部署と協議を行いつながら計画いたします。</p>

表1-3(3) 江東区長からの意見及び事業者の見解の概要

項目	意見の内容	事業者の見解
項目	<p>環境影響評価</p> <p>環境影響評価の項目である建設工事による廃棄物のほか、工事関係者が排出する廃棄物（食事による生ごみ・器、その他使用済み衣類等）についても、抑制・分別や資源としての有効活用を図り、ごみ減量に努めること。</p>	<p>事業者の見解</p> <p>建設工事にあたっては、建設廃棄物の排出抑制を考慮した施工計画を検討するとともに、建設工事に伴い発生する建設廃棄物については、分別収集を徹底し、再利用可能なものについては、極力、再利用を図ること、廃棄物の発生抑制に努めます。</p> <p>また、工事関係者が現場で排出する食事の器等の廃棄物について、施工業者を選定した後、発生抑制及び廃棄時の分別や資源としての有効活用を図るよう、工事関係者に対して指導し、ごみの減量化に努めます。</p> <p>温室効果ガス</p> <p>事業者の見解</p> <p>「KOTO 低炭素プラン」に掲げる地球温暖化対策の取り組みを十分踏まえた事業計画とするともに、建築物については、CASBEE「S」ランク及び東京都省エネルギー性能評価「AA」評価等を目指すこと。</p> <p>住宅棟については「江東区マンション等の建設に関する指導要綱」に基づき、駐車場にその収容台数の1割以上の電気自動車用充電設備の設置に努めること。</p> <p>住宅用途については「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、省エネルギー対策等級4を目指します。また、住宅用途以外の用途については、年間熱負荷係数PAAは、「段階31」、設備システムのエネルギー利用の低減率ERRは、「段階31」を目標とします。</p> <p>また、CASBEE「S」ランク及び東京都省エネルギー性能評価「AA」評価等の取得に努めます。</p> <p>住宅棟の駐車場には、電気自動車用充電設備を設置し、設置台数については関係部署と協議していきます。</p>

●東京都告示第七十六号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定に基づき身体に障害のある者の診断を担当する医師として指定した者について、身体障害者福祉法施行細則(昭和三十九年東京都規則第四百十八号。以下「規則」という。)第七条第一項及び第八条の規定に基づき、次のとおり指定内容の変更、辞退及び死亡の届出があったので、規則第九条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十二日

東京都知事 舩添 要一

第1 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で変更の届出があった医師

診療に従事する医療機関の変更

1 視覚障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
上玉 倫子	眼科	平成27年1月15日	医療法人社団東京みどり会新宿東口眼科医療院	新宿区新宿3-25-1 ヒューリック新宿ビル9階	医療法人社団東京みどり会 新宿東口眼科医療院	新宿区新宿3-18-1 丸井新宿東口ビル8階
中島 信子	眼科	平成27年2月1日	医療法人社団中央会中島クリニック	中央区日本橋兜町8-8	中島クリニック	中央区日本橋兜町8-8
神前 賢一	眼科	平成27年2月1日	こうざきアイクリニック 東京慈恵会医科大学附属病院	足立区島根3-8-1 山一ビル島根II-2F 港区西新橋3-19-18	こうざき眼科 東京慈恵会医科大学附属病院	足立区伊興町大塚1-21-9 港区西新橋3-19-18
浜田 尚一	眼科	平成27年3月24日	眼科松原クリニック 学校法人聖路加国際大学聖路加国際病院	豊島区南池袋2-26-6 島倉ビル7階 中央区明石町9-1	眼科松原クリニック	豊島区南池袋2-26-6 島倉ビル7階

2 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害及びそしゃく機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
中原 はるか	耳鼻咽喉科	平成27年2月27日	江戸川橋クリニック耳鼻咽喉科	文京区関口1-19-6 弥助ビル4階	独立行政法人国立病院機構災害医療センター	立川市緑町3256
許斐 氏元	耳鼻咽喉科	平成27年3月1日	厚生中央病院	目黒区三田1-11-7	東京医科大学病院	新宿区西新宿6-7-1

3 肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
萩野 曉義	脳神経外科	平成26年10月1日	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1
			日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6	駿河台日本大学病院	千代田区神田駿河台1-8-13
市原 和明	神経内科	平成26年10月1日	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1
			医療法人社団市原外科内科	練馬区田柄1-1-12	駿河台日本大学病院	千代田区神田駿河台1-8-13
金高 正和	整形外科	平成26年10月1日	東京都健康長寿医療センター	板橋区菜町35-2	日本赤十字社医療センター	渋谷区広尾4-1-22
			帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀2-11-1	東京大学医学部附属病院	文京区本郷7-3-1
森戸 俊行	整形外科	平成27年3月1日	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45
			医療法人徳洲会東京西徳洲会病院	昭島市松原町3-1-1	医療法人徳洲会東京西徳洲会病院	昭島市松原町3-1-1
新井 駿一	整形外科	平成27年3月1日	社会福祉法人信愛報恩会信愛病院	清瀬市梅園2-5-9	社会福祉法人信愛報恩会信愛病院	清瀬市梅園2-5-9
			社会福祉法人上官会清瀬リハビリテーション病院	清瀬市竹丘3-3-33		
藤田 均	脳神経外科	平成27年3月5日	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1
			特定医療法人社団一成会木村病院	荒川区町屋2-3-7		
中島 智	脳神経外科	平成27年3月12日	医療法人社団清智会清智会記念病院	八王子市子安町3-24-15	医療法人社団清智会清智会記念病院	八王子市子安町3-24-15
			社会福祉法人東京新緑会多摩療養園診療所	日野市稲久保572-1	東京医科大学八王子医療センター	八王子市館町1163
中村 由紀子	小児科	平成27年4月1日	島田療養センターはちおうじ	八王子台町4-33-13	東京通信病院	千代田区富士見2-14-23

4 呼吸器機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
関山 忠孝	呼吸器内科	平成27年2月1日	東京都立大塚病院	豊島区南大塚2-8-1	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1
服部 久寿子	呼吸器内科	平成27年2月26日	日本医科大学呼吸ケアクリニック	千代田区九段南4-7-15 JPR市ヶ谷ビル8階	日本医科大学呼吸ケアクリニック	千代田区九段南4-7-15 JPR市ヶ谷ビル8階
			社会医療法人社団正志会南町田病院	町田市鶴間1008-1		
水村 賢司	呼吸器内科	平成27年3月3日	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1
					日本大学医学部付属健馬光が丘病院	練馬区光が丘2-11-1
					板橋区医師会病院	板橋区高島平3-12-6

5 心臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
西村 健二	心臓血管外科	平成26年10月1日	自衛隊中央病院	世田谷区池尻1-2-24	公益財団法人結核予防会新山手病院	東村山市諏訪町3-6-1
			国家公務員共済組合連合会三信病院	目黒区上目黒5-33-12		
足立 孝	循環器内科	平成27年2月2日	社会福祉法人賛育会賛育会病院	墨田区太平3-20-2	医療法人社団悦伝会日白第二病院	福生市福生1980

6 腎臓機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
中島 興治	内科	平成27年2月1日	医療法人社団兜中央会中島クリニック	中央区日本橋兜町8-8	中島クリニック	中央区日本橋兜町8-8
陳 莉菴	腎臓内科	平成27年3月1日	医療法人社団環会東京ネクスト内科・透析クリニック	荒川区西日暮里2-22-1 ステーションアザラシ2階201号	医療法人社団東光会西東京中央総合病院	西東京市芝久保町2-4-19
佐々木 成	内科	平成27年3月1日	医療法人社団清智会清智会記念病院	江東区亀戸2-17-24	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45

7 音声・言語機能障害、平衡機能障害、そしゃく機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
南 正之	神経内科	平成26年10月1日	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1
			日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6	駿河台日本大学病院	千代田区神田駿河台1-8-13

8 平衡機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
塩田 宏潤	神経内科	平成26年10月1日	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1
			日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6	駿河台日本大学病院	千代田区神田駿河台1-8-13
					医療法人社団博栄会赤羽中央総合病院	北区赤羽南2-5-12

9 ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
増田 英樹	外科	平成26年10月1日	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1	日本大学医学部附属板橋病院	板橋区大谷口上町30-1
			日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6	駿河台日本大学病院	千代田区神田駿河台1-8-13

10 その他機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
畑 圭二期	形成外科	平成27年3月1日	東京女子医科大学東区医療センター	荒川区西尾久2-1-10	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1

11 平衡機能障害、音声・言語機能障害及び肢体不自由の診断を担当する医師

医師氏名	診療科名	変更年月日	変更後	所在地	変更前	所在地
阿部 聡	脳神経外科	平成27年3月2日	医療法人社団慈航会阿部メディカルクリニック	足立区千住河原町21-10 ベルメゾンリモーネ1階	阿部メディカルクリニック	足立区千住河原町21-10

第2 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で辞退する医師

1 聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害及びその他機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
金子 省三	耳鼻咽喉科	平成27年1月23日	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18
窪田 市世	耳鼻咽喉科	平成27年3月1日	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1
榎本 冬樹	耳鼻咽喉科	平成27年3月13日	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3
			えの本耳鼻咽喉科医院	大田区東横谷2-13-9 コーポダイシユウ1階

2 ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	辞退年月日	医療機関	所在地
志田 晴彦	外科	平成27年3月31日	独立行政法人地域医療機能推進機構東京新宿メディカルセンター	新宿区津久戸町5-1

第3 身体障害者福祉法第15条により指定された医師で死亡した医師

1 ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	死亡年月日	医療機関	所在地
岩井 重富	外科	平成26年10月3日	医療法人社団瀬友会うしお病院	昭島市武蔵野2-7-12 地下1階から4階まで
今井 達郎	外科	平成26年1月6日	医療法人社団聖隆会多摩丘医療院	町田市下小山田町1491

2 小腸機能障害の診断を担当していた医師

医師氏名	診療科名	死亡年月日	医療機関	所在地
瀧田 誠司	小児科	平成19年7月7日	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8

●東京都告示第七十七号
 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により、平成二十七年四月一日付けで身体に障害のある者の診断を担当する医師を指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和三十九年東京都規則第四百十八号）第四条の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年二月十二日

東京都知事 外 添 要 一

1 視覚障害の診断を担当しようとする医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
山本 香織	眼科	東京女子医科大学病院	新宿区河田町8-1
柴 友明	眼科	東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西6-11-1

2 聴覚障害、平衡機能障害、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害の診断を担当しようとする医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
林 賢	耳鼻いんこう科	医療法人財団神尾記念病院	千代田区神田淡路町2-25
高橋 秀隆	耳鼻咽喉科	国際医療福祉大学三田病院	港区三田1-4-3
松木 崇	耳鼻咽喉科	国際医療福祉大学三田病院	港区三田1-4-3
吉越 彬	耳鼻いんこう科	同愛記念病院	墨田区横綱2-1-11
大野 慶子	耳鼻いんこう科	東京都健康長寿医療センター	板橋区栄町35-2
高原 恵理子	耳鼻咽喉科・アレルギー科	医療法人社団翔和仁誠会調布北口クリニック耳鼻咽喉科	調布市布田1-29-2 ビルディング川口3階

3 聴覚障害及び平衡機能障害の診断を担当しようとする医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
松林 さおり	耳鼻咽喉科	鈴木耳鼻咽喉科	板橋区高島平2-32-2 108号

4 聴覚障害、音声機能障害、言語機能障害及びそしゃく機能障害の診断を担当しようとする医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
渡辺 健太	耳鼻咽喉科	東京都立多摩総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29

5 肢体不自由の診断を担当しようとする医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
山本 敬之	整形外科	独立行政法人国立国際医療研究センター病院	新宿区戸山1-21-1
水野 葉子	小児科	東京大学医学部附属病院 東京都立北療育医療センター城南分園	文京区本郷7-3-1 大田区東雪谷4-5-10
荒川 雄一郎	整形外科	医療法人社団藤崎病院	江東区南砂1-25-11
中山 隆之	整形外科	東邦大学医療センター大橋病院	目黒区大橋2-17-6
磯島 晃	脳神経外科	日本赤十字社東京都支部大森赤十字病院	大田区中央4-30-1
定方 博史	整形外科	医療法人社団松井病院	大田区池上2-7-10
高澤 隆紀	神経内科	東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西6-11-1
田邊 亜矢	リハビリテーション科	雑色たなべ整形外科リハビリテーション科	大田区東六郷2-10-10
岡野 智裕	整形外科	医療法人社団祥孝会豊島整形外科・内科	豊島区千早4-34-7 1階及び2階
大島 早希子	小児科	東京都立北療育医療センター	北区十条台1-2-3

矢吹 さゆみ	整形外科	東京都立北療育医療センター	北区十条台1-2-3
瀬下 崇	整形外科	心身障害児総合医療療育センター	板橋区小茂根1-1-10
深沢 克康	整形外科	心身障害児総合医療療育センター	板橋区小茂根1-1-10
安井 佑	形成外科	やまと在宅診療所高島平	板橋区高島平9-17-4
狩谷 哲	整形外科	社会医療法人社団慈生会等潤病院	足立区一ツ家4-3-4
伊藤 聰一郎	整形外科	医療法人財団桜会桜会病院	足立区千住桜木2-13-1
野村 誠	内科	社会医療法人社団光仁会第一病院	葛飾区東金町4-2-10
高野 裕一	整形外科	医療法人財団岩井医療財団岩井整形外科内科病院	江戸川区南小岩8-17-2
中村 真	脳神経外科	医療法人社団K N I 北原国際病院	八王子市大和田町1-7-23
松垣 恵	総合内科	東海大学八王子病院	八王子市石川町1838
村瀬 鎮雄	整形外科	医療法人社団一志会清水春権クリニック	調布市布田2-33-6 ハイツ調布1階及び2階
高江洲 真	整形外科	町田整形外科	町田市森野2-7-7
藤縄 宜也	内科	新大木病院	多摩市中沢2-5-1

6 呼吸器機能障害の診断を担当しようとする医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
石塚 豊洋	呼吸器内科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45
増尾 昌宏	呼吸器内科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45
樋口 昌孝	呼吸器科	独立行政法人国立成育医療研究センター	世田谷区大蔵2-10-1
別役 徹生	内科	医療法人社団玉栄会東京天使病院	八王子市上巻分方町50-1
赤司 俊介	呼吸器内科	独立行政法人国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘3-1-1
日下 圭	呼吸器内科	独立行政法人国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘3-1-1
高橋 祐二	神経内科	独立行政法人国立精神・神経医療研究センター病院	小平市小川東町4-1-1
松岡 健	呼吸器内科	東京クリニック 医療法人財団健真会総合東京病院	千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル1階から地下2階まで 中野区江古田3-15-2

7 心臓機能障害の診断を担当しようとする医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
河内 謙次	循環器科	日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6
飯塚 弘文	心臓血管外科	昭和大学病院	品川区旗の台1-5-8
峯岸 慎太郎	循環器内科	日本赤十字社東京都支部大森赤十字病院	大田区中央4-30-1
伊藤 敦彦	循環器内科	公立学校共済組合関東中央病院	世田谷区上川賀6-25-1
岸本 憲明	循環器内科	東海大学医学部付属東京病院	渋谷区代々木1-2-5
葛田 泰之	心臓血管外科	医療法人財団健真会総合東京病院	中野区江古田3-15-2
塚原 玲子	循環器内科	医療法人財団健真会総合東京病院	中野区江古田3-15-2
横山 直之	循環器内科	帝京大学医学部附属病院	板橋区加賀2-11-1

8 腎臓機能障害の診断を担当しようとする医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
有馬 留志	腎臓内科	日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5
井尾 浩章	腎・高血圧内科	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3
石原 力	腎臓内科	日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5
合田 朋仁	腎・高血圧内科	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3
鈴木 仁	腎・高血圧内科	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3
鈴木 祐介	腎・高血圧内科	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3
中田 純一郎	腎・高血圧内科	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3
濱田 千江子	腎・高血圧内科	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3
日高 輝夫	腎・高血圧内科	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3
堀越 哲	腎・高血圧内科	順天堂大学医学部附属順天堂医院	文京区本郷3-1-3
向井 正法	内科	医療法人社団昭和育英会雪谷三和クリニック	大田区南雪谷2-3-10
渡邊 智成	腎臓内科	医療法人社団松和会池上総合病院	大田区池上6-1-19
森田 祐司	腎臓内科	医療法人社団明芳会高島平中央総合病院	板橋区高島平1-73-1
田中 珠美	内科	医療法人社団やよい会北千住東口腎クリニック	足立区千住旭町1-1-2 学園通りビル1階
成田 佳乃	循環器内科	医療法人社団けいせい会西新井大滝西腎透析・循環器クリニック	足立区西新井5-30-12
梅津 道夫	腎臓内科	公立阿伎留医療センター	あきる野市引田78-1

9 ぼうこう又は直腸機能障害の診断を担当しようとする医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
萩原 謙	消化器外科	日本大学病院	千代田区神田駿河台1-6
山岸 杏彌	外科	日本医科大学付属病院	文京区千駄木1-1-5
佐藤 雄二郎	泌尿器科	東京都立多摩総合医療センター	府中市武蔵台2-8-29
渡部 和巨	外科	医療法人徳洲会東京西徳洲会病院	昭島市松原町3-1-1

10 小腸機能障害の診断を担当しようとする医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
吉田 正一	外科(消化器外科)	医療法人社団永寿会三鷹中央病院	三鷹市上連雀5-23-10

11 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の診断を担当しようとする医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
田村 格	感染症内科	自衛隊中央病院	世田谷区池尻1-2-24

12 肝臓機能障害の診断を担当しようとする医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
柴 浩明	外科	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18
畑 太悟	外科	東京慈恵会医科大学附属病院	港区西新橋3-19-18
光法 雄介	肝胆膵外科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45
竹越 聡	内科	医療法人社団明芳会イムス記念病院	板橋区常盤台4-25-5

13 平衡機能障害及びそしゃく機能障害の診断を担当しようとする医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
山田 深	リハビリテーション科	杏林大学医学部付属病院	三鷹市新川6-20-2

14 そしゃく機能障害及び肢体不自由の診断を担当しようとする医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
佐藤 広之	リハビリテーション科	独立行政法人国立病院機構東京病院	清瀬市竹丘3-1-1

15 肢体不自由及び呼吸器機能障害の診断を担当しようとする医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
松崎 陽平	小児科	慶應義塾大学病院	新宿区信濃町35

16 ぼうこう又は直腸機能障害及び小腸機能障害の診断を担当しようとする医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
武田 崇志	消化器・一般外科	聖路加国際病院	中央区明石町9-1
松村 直樹	消化器外科	医療法人社団松井病院	大田区池上2-7-10
小河 晃士	外科	公立学校共済組合関東中央病院	世田谷区上用賀6-25-1
平崎 重雄	総合診療科（外科）	聖ヶ丘病院	多摩市連光寺2-69-6

17 小腸機能障害及び肝臓機能障害の診断を担当しようとする医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
保坂 成俊	内科	ほさか内科医院	江戸川区松江3-11-8

18 平衡機能障害、音声機能障害、言語機能障害及び肢体不自由の診断を担当しようとする医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
寶田 秀憲	脳神経外科	東京都立墨東病院	墨田区江東橋4-23-15
新田 勇介	脳神経外科	社会福祉法人康和会久我山病院	世田谷区烏山2-14-20

19 平衡機能障害、そしゃく機能障害及び肢体不自由の診断を担当しようとする医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
余郷 麻希子	神経内科	東京慈恵会医科大学葛飾医療センター	葛飾区青戸6-41-2

20 音声機能障害、言語機能障害、そしゃく機能障害及び肢体不自由の診断を担当しようとする医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
神谷 俊明	神経内科	医療法人社団明芳会板橋中央総合病院	板橋区小豆沢2-12-7

21 平衡機能障害、音声機能障害、言語機能障害、そしゃく機能障害及び肢体不自由の診断を担当しようとする医師

医師氏名	診療科目	医療機関	所在地
尾崎 心	神経内科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45
水田 哲也	神経内科	東京医科歯科大学医学部附属病院	文京区湯島1-5-45
中原 仁	神経内科	慶應義塾大学病院	新宿区信濃町35
平山 剛久	神経内科	東邦大学医療センター大森病院	大田区大森西6-11-1

規程(下水)

●東京都下水道局管理規程第七号

東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十八年二月十二日

東京都下水道局長 石原清次

東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程の一部を改正する規程

東京都下水道局契約事務の委任等に関する規程(昭和四十一年東京都下水道局管理規程第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「次項において同じ。」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、局長が別に指定するものについては、この限りでない。

第三条第一項中第六号を第九号とし、第二号から第五号までを三号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の三号を加える。

二 予定価格(支給材料の価格を含む。)が、本部にあつては一億円未満、所にあつては八千万円未満の工事

その他の請負契約

三 予定価格が、五千万円未満(長期継続契約にあつては、月額に十二を乗じて得た額又は年額が五千万円未満)の委託契約

四 予定価格が、本部にあつては千万円未満、所にあつては五百万円未満の物品の買入れに関する契約

第三条第二項を削る。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

告示(下水)

●東京都下水道局告示第一号

下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、東部第二下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十二日

東京都下水道局長 石原清次

一 供用及び処理開始年月日

二 下水を排除及び処理すべき区域

三 排水施設の位置

四 分流式又は合流式

五 終末処理場の位置及び名称

別表

区名	町名	街区符号又は地番	全部告示区域
足立区	南花畑五丁目	十番から十三番まで及び二十四番	目
同区	花畑六丁目	十二番及び十四番	

告示(議)

●東京都議会議長告示第三号

東京都議会情報公開推進委員会規程(平成十一年東京都議会議長告示第一号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月十二日

東京都議会議長 川井しげお

第一条中「第二十八条」を「第三十条」に改める。

附則

この規程は、平成二十八年四月一日から施行する。

公告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年二月十二日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

西東京市保谷町六丁目千四百十三番一、同番十九から同番三十三号 西東京市保谷町六丁目二十二番二及び同番二十四 瀧島日出男

小金井市緑町二丁目二千三百五十六番一及び同番三 武蔵野市境二丁目二番二番二番 株式会社飯田産業 代表取締役 兼井 雅史

清瀬市中里一丁目七百九番十及び七百十番一 東村山市廻田町三丁目二番地六 株式会社森林木材秋山工務店 代表取締役 秋山 好一

東京都環境影響評価条例に基づく都民の意見

を聴く会の開催について

東京都環境影響評価条例（昭和五十五年東京都条例第九十六号）第五十六条第一項の規定に基づき、（仮称）大手町地区D-1街区計画に係る環境影響評価書案及び見解書の内容について都民の意見を聴くため、次のとおり都民の意見を聴く会を開催する。

平成二十八年二月十二日

東京都知事 舛 添 要 一

一 日時

平成二十八年三月九日（水曜日）午後二時開始

二 場所

千代田区立スポーツセンター 集会室C

千代田区内神田二丁目一番八号

三 公述申出の方法等

都民の意見を聴く会において公述しようとする者は、次のことを記載した公述申出書を平成二十八年二月二十六日（金曜日）までに公述申出先へ持参又は郵送により提出すること。

- (一) 氏名（振り仮名を付すこと。）及び住所（法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地並びに都民の意見を聴く会において意見を述べようとする者の氏名（振り仮名を付すこと。）、住所及び役職名）並びに連絡先（自宅又は勤務先等）の電話番号
- (二) 対象事業の名称
- (三) 公述しようとする意見の要旨（八百字以内）

四 公述申出先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント係

郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八番

一号 東京都庁第二本庁舎八階

五 公述人の選定

(一) 公述人の数は、二十五人程度とする。

(二) 公述しようとする者が多数あつた場合には抽せんにより公述人を選定する。

(三) 公述人を選定したときは、申出人に通知する。

六 公述の範囲及び公述時間

(一) 公述人は、環境影響評価書案及び見解書の内容について、環境の保全の見地からの意見を述べるものとする。

(二) 一人当たりの公述時間は十五分以内とする。

七 傍聴の方法

傍聴を希望する者は、傍聴券の交付を受け、これを携帯して会場へ入場すること。

なお、傍聴券は、都民の意見を聴く会の当日、午後一時三十分から会場入口において先着順に交付する。

八 注意事項

公述の申出がない場合、都民の意見を聴く会は開催しない。

九 都民の意見を聴く会に関する問合せ先

東京都環境局総務部環境政策課環境アセスメント係
新宿区西新宿二丁目八番一号
電話番号〇三（五三八八）三四五三（直通）

発行

東京都
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 五〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七
号(代)

郵便番号
113-0001



この用紙は、再生紙のうえ
に印刷されています。